

平成 29 年 10 月 1 日

1 日未満で完了する作業の積算に関する特記仕様書

- (1) 「1 日未満で完了する作業の積算」（以下、「1 日未満積算基準」という。）は、土木工事標準積算基準書によるものとする。
- (2) 1 日未満積算基準は、変更積算のみに適用する。
- (3) 受注者は、施工パッケージ型積算基準による工種について、その作業量が 1 日未満となった場合には、1 日未満積算基準の適用について協議を行うことができるものとする。
- (4) 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて 1 日作業となる場合には、1 日未満積算基準は適用しない。
- (5) 受注者は、協議にあたって、1 日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、出面表、実際の費用がわかる資料等）を本市監督員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1 日未満積算基準は適用しない。
- (6) 単価契約工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1 日未満積算基準以外の方法によることが適當と判断される場合には、1 日未満積算基準を適用しない。